

長久手市農業用井戸管理会規則

長久手市農業用井戸管理会（以下「管理会」という。）は、安定的に長久手産農作物を生産し、地産地消を推進するため、市営事業としてさく井した長久手市農業用井戸（以下「井戸」という。）を適正に維持管理することを目的とし、下記の項目を定める。

■管理会が行う業務の範囲

- (1) 利用申請及び許可に関する業務
- (2) 利用者名簿の管理
- (3) ハルブ鍵の管理
- (4) 苦情、相談等の対応
- (5) 周辺及び設備等の清掃
- (6) 利用者団体の運営に関する業務
- (7) その他の必要な業務

■役員

会長 1 名、副会長 1 名を置く。

■役員 の職務

- (1) 会長は、会務を総理し、この組織を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (2) 会長は、必要のあるときに会員を招集する。

■役員 の選出

会長、副会長は、1 年ごと抽選にて決定する。会長は再任しない。

■役員 の任期

役員 の任期は 1 年とする。

■会議

- (1) 会議は、会長が必要と認めたととき開催する。
- (2) 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

■入会及び利用許可

- (1) 利用希望者は、「利用申請書（様式 1）」を会長に提出する。
- (2) 会長は、利用申請書を審査し、利用を許可する場合は、申請者に「利用許可書（様式 2）」を交付する。

■退会

利用者は、「利用中止届（様式3）」を会長に提出して、退会することができる。

■井戸使用料

- (1) 井戸使用料は、個人、法人に関わらず年間2,500円とし、請求のあった日から30日以内に市に納付する。
- (2) 初年度の利用開始日が9月1日から翌年3月31日までの場合の使用料は全額、4月1日から8月31日までの場合の使用料は半額とする。

■利用期間

- (1) 利用期間は、9月1日から翌年8月31日までとする。
- (2) 「利用中止届」の提出及び利用の取消しが無い限り、利用期間は自動的に更新される。

■利用時間

井戸の利用時間は、午前5時から午後8時までとする。

■業務年度

本会の業務年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

■報告

- (1) 会員は、必要に応じ、井戸の使用状況等を市に報告する。
- (2) 井戸に故障、事故等が生じた場合は、直ちに会長及び市に報告する。

■附則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。